

真岡市建設工事の入札及び契約に関する情報の公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真岡市が発注する建設工事の入札及び契約情報の公表について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 市長は、予定価格が200万円を超えると見込まれる建設工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の発注見通しについて、次の各号に掲げる事項を公表する。

- (1) 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

2 前項の発注見通しに関する事項の公表は、真岡市建設工事発注見通し一覧（様式第1号）により4月末日までに公表することとし、当該事項に変更がある場合は、7月、10月、1月の各月末日までに変更後の当該事項を公表するものとする。

(入札参加資格等に関する事項の公表)

第3条 市長は、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を公表する。

2 入札参加資格を有する者の名簿として、真岡市建設工事等請負業者選定要綱（平成21年告示第100号。以下「選定要綱」という。）第4条第5項の規定により作成した有資格者名簿を公表する。

3 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準として、選定要綱、真岡市建設工事請負業者指名選定基準及び真岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要領を公表する。

(入札の過程に関する事項の公表)

第4条 市長は、予定価格が200万円を超える建設工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の入札の過程に関する次の事項を公表するものとする。

- (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合、入札公告の写しをもって当該資格を公表する。
- (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由は、入札経過表（様式第3号）備考欄にその旨を記載のうえ公表する。
- (3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由は、指名業者選定理由書（様式第2号）により公表する。
- (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額は、入札経過表（様式第3号）により公表する。
- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額は、入札結果一覧表（様式第4号）により公表

する。

- (6) 低入札価格調査制度において、低入札調査基準価格は入札経過表（様式第3号）低入札調査基準価格欄により公表し、最低価格入札者以外の者を落札者とした場合は、入札経過表（様式第3号）備考欄にその理由を記載のうえ公表する。
- (7) 最低制限価格制度において、最低制限価格は入札経過表（様式第3号）最低制限価格欄により公表し、最低制限価格未満の価格で失格した者の商号又は名称は、入札経過表（様式第3号）備考欄にその旨を記載のうえ公表する。
- (8) 総合評価落札方式により入札を実施した場合は、入札公告の写しをもって落札者決定基準を公表する。また、最も有利なものをもって落札者とした場合、又は落札者となるべき者を落札者とせず他の者を落札者とした場合は、入札経過表（様式第3号）備考欄にその理由を記載のうえ公表すると共に、真岡市建設工事総合評価落札方式試行要領で定める総合評価落札方式に関する評価調書を合わせて公表する。
- (9) 入札を執行する場合は、入札予定年月日、入札を行う建設工事の名称、予定価格（非公表とする場合を除く。）を公表する。

2 公表の時期は、前項第9号の事項の公表にあつては入札執行前に、その他の事項の公表にあつては入札執行後に行うものとする。

（契約の内容に関する公表）

第5条 市長は、予定価格が200万円を超える建設工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であつて市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結した場合は、真岡市建設工事契約状況表（様式第5号）により、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約相手方の商号又は名称及び住所
- (2) 公共工事の名称、場所、種別及び概要
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 契約金額
- (5) 契約金額の変更を伴う契約変更をした場合における（2）から（4）までの事項及び変更理由
- (6) 随意契約を行った場合における契約相手方の選定理由

（指名停止措置に関する事項の公表）

第6条 市長は、真岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要領により入札参加資格者の指名停止措置を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 指名停止措置を受けた者の商号又は名称及び住所
- (2) 指名停止の期間
- (3) 指名停止の理由

（公表の方法）

第7条 第2条から前条までの規定による公表は、総務課において閲覧に供する方法、真岡市ホームページに掲載する方法又は入札情報公開システムに掲載する方法で行うものとする。

(公表の期限)

第8条 公表の期限は、次の各号に掲げる公表の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 第2条第1項の規定による公表は、当該年度の末日とする。
- (2) 第3条第1項の規定による公表は、当該資格の有効期間が終了した日の属する年度の末日とする。
- (3) 第4条及び第5条の規定による公表は、公表した日の属する年度の翌年度の末日とする。
- (4) 第6条の規定による公表は、当該指名停止期間が終了した日の属する年度の末日とする。

(閲覧の方法)

第9条 閲覧しようとする者は、入札情報閲覧者名簿(様式第6号)に所要事項を記入し、所定の場所で閲覧しなければならない。

(建設関連業務等への準用)

第10条 第4条第1項第4号、第5号及び第9号、同条第2項、第6条から前条に掲げる事項は、真岡市が発注する測量、設計等の建設関連業務等に準用することができる。

(物品役務等への準用)

第11条 第4条第1項第4号、第5号及び第9号、同条第2項、第6条から第9条に掲げる事項は、真岡市が発注する物品製造・購入・委託業務等に準用することができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公共工事の入札及び契約に係る事項の公表に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に既になされた入札及び契約に関する情報の公表については、なお従前の例による。

附 則

この要綱の改正は、平成21年5月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和3年3月19日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和7年5月1日から適用する。